

## 知事コメント (国地方係争処理委員会への審査申出について)

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認の取消しに対する沖縄防衛局からの審査請求に関し、平成31年4月5日付けで国土交通大臣が行った裁決について、本日、地方自治法第250条の13第1項の規定に基づき、国地方係争処理委員会に審査申出書を発送しました。

なお、平成31年3月22日に提起した地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与の取消訴訟については、同裁決により訴訟の対象となる処分がなくなったことから、訴えを取り下げました。

審査申出の主な理由としましては、第1に、沖縄防衛局は「固有の資格」において公有水面埋立承認取消処分を受けたものであり、国民の権利利益の救済を図るための行政不服審査制度を利用して審査請求を行うことはできず、そのような請求に基づき国土交通大臣が行った裁決は違法であること。

第2に、国土交通大臣は、内閣の一員として辺野古新基地建設を推進する立場にあり、沖縄防衛局の審査請求に係る判断をなす地位にはなく、今回の裁決は、審査庁としての地位を著しく濫用した違法なものであること。

このようなことなどから、国土交通大臣の裁決は違法な国の関与であると主張しているものです。

国が私人になりすまして行政不服審査制度を用いる手法等がまかり通れば、政府が、その方針に従わない地方公共団体の行政処分に対して強制的に意向を押し通すことができるようになり、地方自治、民主主義が破壊されます。国民の皆様には、いま沖縄で起きていることが全国の地方公共団体にとっても大きな脅威であるということをしっかりと理解し、この問題に向き合っていただきたいと思います。

私は、かねてから申し上げているとおり、辺野古新基地建設問題は、司法ではなく対話によって解決策を求めていくことが重要と考えております。今後も政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を、粘り強く求めてまいります。

一方、辺野古移設では軟弱地盤に係る大規模な地盤改良工事が必要で工事の長期化は避けられないことから普天間飛行場の早期の危険性の除去は困難であり、また、工事予算が膨大になるなど、県からの数々の指摘を政府が一顧だにすることなく違法な工事を強行することは看過できず、こうしたことなどからも、違法な裁決は取り消される必要があります。

国地方係争処理委員会は、執行停止決定の取消しを求めた沖縄県からの審査申出について、同委員会の審査対象である国の関与に当たらないとして、不適法却下としましたが、裁決の違法性等について、国地方係争処理委員会が設けられた趣旨に則り、改めて中立・公正な審査をお願いしたいと思っております。

普天間飛行場の辺野古移設に反対という民意は、過去2回の知事選挙など、一連の選挙でも示されてきましたが、県民投票によって、辺野古埋立てに絞った県民の民意が明確に示されたのは初めてであり、極めて重要な意義があるものと考えております。

私は、こうした民意に添い、全身全霊で県民の強い思いに応えてまいります。県民、そして国民の皆様におかれましては、なお一層の御支援、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成31年4月22日

沖縄県知事 玉城 デニー